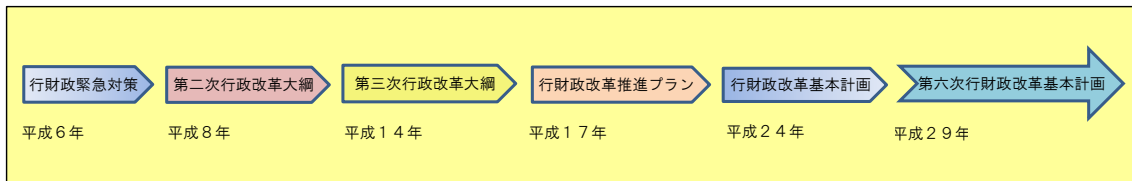


これまでの行財政改革の取組み

羽村市では、時代とともに変化する多様な市民ニーズや行政需要に的確かつ迅速に対応するとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」べく、これまで6次にわたり行財政改革のための基本計画を定め、行政サービスや仕事の進め方などの見直し、改革に取り組んできました。



これらの計画に基づき、取り組んできた主な内容は次のとおりです。

<平成6年度～平成7年度 行財政緊急対策>

バブル経済の崩壊による住民税法人分の減収や税制改正による住民税減税などにより市の財政が圧迫を受けたことから3次にわたる対策に取り組みました。

- ▶ 経常的経費の一部凍結
- ▶ 事務事業の見直し（広報紙の統合、報告書等の配布数見直し、節電など）
- ▶ 補助金の見直し
- ▶ OA機器の効果、コストの検証による見直し
- ▶ 民間委託等の活用及び見直し
- ▶ 主要事業の見直し（市内循環バスの見直しなど）
- ▶ 公有地等の活用（休眠している土地の売却や貸し出し）
- ▶ 用品会計の廃止
- ▶ 収入の確保
- ▶ 組織、職員に関する見直し（組織の統合、定員管理計画の見直しなど）

<平成8年度～平成13年度 第二次行政改革大綱>

社会経済の低迷により、長期総合計画策定当時の推計と比較して市税収入が大幅に減少し、歳入と歳出のバランスが著しく崩れた状況下において、計画に掲げる事業を実施していくため、下記の行財政改革に取り組みました。

- ▶ 職員数の削減、人員の再配分
- ▶ 職員の能力開発、人材育成、業務能率の向上
- ▶ 組織、機構の改革
- ▶ 人事、給与管理の適正化

- ▶ 事務事業の見直し
- ▶ イベント運営への市民参加の促進
- ▶ 土木事業の計画的な執行
- ▶ 民間委託の推進
- ▶ 補助金等の見直し
- ▶ 受益者負担の適正化
- ▶ 公共施設の有効活用（維持管理コスト削減、民間活用や複合化の検討など）

<平成14年度～平成16年度 第三次行政改革大綱>

平成12年4月の地方分権一括法施行や、社会環境の複雑化・多様化により、市町村に対する行政需要が増大する中、市民ニーズに応えた質の高い行政サービスを提供するため、「顧客サービス志向」や「時代にあった経営感覚」の視点をもって、行政改革に取り組みました。

- ▶ 事務事業の見直し
- ▶ 行政評価システムの導入
- ▶ 窓口サービスの向上
- ▶ 補助金等の見直し
- ▶ ITの活用
- ▶ 委託化及び民営化の推進
- ▶ 施設の有効利用と施設の充実
- ▶ 財政の健全化と効率的な財政運営
- ▶ 職員の意識改革と人材育成
- ▶ 定員管理の見直し
- ▶ 組織、機構の見直し
- ▶ 人事、給与管理の適正化
- ▶ 市民との協働、広域連携

<平成17年度～平成23年度 行財政改革推進プラン>

行政改革を不断に取り組むべき課題として位置づけ、社会情勢の変化や地方分権に対応したスリムで効率的な行財政運営の推進を図り、第四次長期総合計画の実現を目指すことを目的として、行財政全般にわたる改革に取り組みました。

- ▶ 職員の意識改革
- ▶ 人事評価制度の改革
- ▶ 多様な任用・勤務形態の検討
- ▶ プロジェクトチームの設置
- ▶ 職員の官民、自治体間交流の推進

- ▶ 組織の見直し
- ▶ 定員管理の適正化
- ▶ 給与等の適正化
- ▶ 職員福利厚生事業の適正化
- ▶ 人材の育成
- ▶ 市民参画の推進
- ▶ 「新しい公共空間」の形成（民間と行政の役割分担）
- ▶ 行政経営のマネジメント
- ▶ 官民の連携による公共サービスの提供
- ▶ 市民の視点に立った公共サービス
- ▶ 財政の健全化
- ▶ 歳入の確保
- ▶ 歳出の縮減
- ▶ 財政状況の公表

＜平成24年度～平成28年度 行財政改革基本計画（第五次）＞

地域主権改革の進展や社会保障と税の一体改革など行政環境が大きく変化する中、住民に最も身近な基礎自治体として、自己決定、自己責任に基づく行財政運営の一層の効率的かつ効果的な運用を図り、市民サービスの維持向上を目指すため、行財政改革に取り組んできました。

行財政改革の方向性として5つの「目標」を定め、43の具体的改革項目について取り組みを進めてきました。

目標1 顧客視点の行政サービスの展開

【主な取り組み】

- ・国際規格に準拠した顧客要望対応マネジメントの構築
- ・コンビニ収納の拡大

目標2 地域の経営資源を生かした個性的で活力のあるまちづくりの推進

【主な取り組み】

- ・地域資源の活用（市公式キャラクターの立ち上げ、ロケ地招致、市ウェブサイトでの動画配信など）
- ・駅前での活力づくり（駅前のにぎわい創出事業の実施、空き店舗調査の実施など）
- ・指定管理者制度導入及び運用に係る指針の策定
- ・公共施設民営化の推進（市立保育園4園のうち3園を民営化、1園は平成29年4月民営化予定）

目標3 財政基盤の強化

【主な取組み】

- ・市税等収納率向上特別対策の実施
- ・使用料、手数料等の受益者負担の適正化
- ・新たな歳入の確保（公募による自動販売機の設置拡大、普通財産の売却、広告料収入の推進など）

目標4 事務事業の見直しによる一層の歳出の削減

【主な取組み】

- ・行政総合マネジメントを改善した経営管理システムの構築
- ・事務経費の削減（省エネルギー照明[L E D照明や人感センサーなど]の導入）
- ・電話交換業務の最適化

目標5 職員の意識改革と組織の再構築

【主な取組み】

- ・職員研修の充実
- ・組織事務分掌の見直し
- ・職員定員管理の適正化

<平成29年度～平成33年度（令和3年度） 第六次行財政改革基本計画>

人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応し、より効果的で効率的な行財政運営を堅持し、「最少の経費で最大の効果」を挙げ、市民満足度の高い行政サービスを継続して提供していくため、事務事業の見直しや事業の効率化等に視点を置いた行政改革と、持続可能で安定した財政運営に視点を置いた財政改革に取り組んできました。

【行政改革】

- 柱1 社会経済情勢や市民ニーズに合った行政サービスの展開
- 柱2 効果的、効率的な事務事業の推進
- 柱3 多様な担い手との連携
- 柱4 人材育成と機動的な執行体制の確保

【財政改革】

- 柱1 財務マネジメントの強化
- 柱2 財政基盤の強化
- 柱3 財源の効果的な活用
- 柱4 市有資産の有効活用

【行政のスリム化に向けた事務事業の見直し】

■背景・目的

平成 28 年 12 月に策定した「第六次羽村市行財政改革基本計画」における基本理念である「時代の変化に対応した持続可能な行財政運営」を目指した行財政改革の推進を図るため、事務事業の見直しや事業の効率化等に視点を置いた『行政改革』と、持続可能で安定した財政運営に視点を置いた『財政改革』の両面を柱に、実施計画（令和元年度～令和 3 年度）を策定し、計画に掲げた事業を推進するとともに、平成 30 年度から「行政のスリム化に向けた事務事業の見直し」を実施し、全庁を挙げて行財政改革に取り組んでおり、当該年度の歳入で、当該年度の歳出を賄える財政構造への転換に取り組んでいる。

■目標

- ・ 経常収支比率の改善
- ・ 市税の減収を補完するための財源の確保

■平成 30 年度の取組み状況

- ・ 約 1,200 の事務事業について所管部ごとに点検を行い、そのうち、見直しを行う事務事業を下記のとおり分類・整理した。
 - (ア) 行政改革推進本部で見直しの方向性を決めるもの
 - (イ) 予算編成の過程で審議し、平成 31 年度予算へ反映させるもの
 - (ウ) 来年度以降、行政改革推進本部で見直しの方向性を決めるもの
- ・ 上記の (ア) に該当する事業のうち、40 事業について、行政改革推進本部での審議を行うとともに、(イ) に該当する事業について、予算編成の中で検討し反映を行った。

■令和元年度の取組みについて

- ・ 上記の (ア) に該当する事業のうち、「見直しの方向性を次年度以降に再検討」とした 12 事業及び、(ウ) に分類された 121 件について所管部における検討を行った。
- ・ 理事者及び所管部長、事務局で各所管部からの検討内容を検証し、結果を行革推進本部に付議した。

■令和 2 年度の取組みについて

- ・ 「来年度以降の行政改革推進本部で審議するとした事業」とした 26 事業は、すべて「引き続き検討中」のため、令和 3 年度も継続審議となった。
- ・ 「見直しとなった事業」として、80 事業（完了 29 事業、未完了 51 事業）の進捗状況を報告した。

これまでの行政改革の効果額

(単位：千円)

年 度	効果額	備 考
平成 6～7	493, 173	行財政緊急対策
8～9	311, 222	第二次行政改革大綱 (国の指針に基づき平成 10 年度一部改定)
10～13	738, 180	
14～16	387, 909	第三次行政改革大綱
17～23	1, 418, 221	行財政改革推進プラン (第一次及び第二次緊急経済財政対策に基づく 効果額含む)
24～28	365, 223	羽村市行財政改革基本計画(第五次)
29	92, 941	第六次羽村市行財政改革基本計画
30	108, 415	
令和元	128, 750	
計	4, 044, 034	